

検証をするつもりはありません。

それから、民間への移譲後の経過については、「診療所」として経営を引き継いで頂きましたが、令和2年3月に閉院されています。

その後、閉院後の跡地が、先方から寄付の申し出があり、令和3年8月に、町の所有となっています。

今後の土地活用につきましては、まずは、老朽化した建物本体の解体を考慮しており、新たに建設を考慮しているスポーツセンターや避難所を含めた複合施設の駐車場の一部などとして、対応できればと考えています。

大町町の財政事情について

議員 町所有の国債の金額と購入目的。

町民の大半が町が国債を持っていることを知らないと思う。借金しながら貯金もしている。その整合性をどう捉えたいのか。町所有の国債の金額と目的をしりたい。

会計課長 「過疎対策事業債」。これを利用して融資を受けるとその返済額の70%が交付税措置されます。すなわち自前で返済する金額は、残り30%の部分で済む。借金した方が歳入歳出の全体をみた会計処理のうえでは財政運営にプラスに働く場合もあるということです。

町所有の国債の金額は、一般会計による基金が約3億円、灌漑用水ポンプ施設維持管理特別会計による基金が約2億円の、合計約5億円です。

次に、国債の購入目的、国債による運用益は交付税算出時の基準財政収入額には含まないので、交付税が減ることはありません。

現在保有している国債金利の最高年利は1.5%と銀行預金よりはるかに高く、この運用益により福祉事業やポンプ維持管理事業を行っています。

また、最後になりますが、国債で保管することはペイ

オフ対策（金融機関が破綻した時に1金融機関につき1千万円しか保護されないというもの）にもなりません。

害獣駆除対策について

早田 康成

議員 害獣駆除対策についての要望は町内各地から声が上がっている。考えを問う。

特にイノシシ対策である。これまで担当課職員の努力にも関わらず、侵入範囲は拡大し、民家の近くまで出没するまでになっている。

このことから、被害防止のため、喫緊の課題として取り上げ、次の内容について質問する。

- ①害獣対策の3本柱である「個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理」の現状について。
- ②個体群管理について。
- ③免許所有者の現状はいかに。

- ④侵入防止対策について。
- ⑤生息環境管理について。

⑥鳥獣被害防止特措法に關連する「財政支援、権限移譲、人材確保」の実績について。

農林建設課長 大町町では、

個体数削減を目的に、年間を通して、有害鳥獣捕獲計画に基づき、地元猟友会による捕獲を行っています。捕獲については、導入した箱罠、くくり罠を猟友会員へ貸与し捕獲実績の向上を図っています。また、イノシシの個体数調整に必要な捕獲用箱罠なども導入しています。

大町町で有害鳥獣捕獲の許可証を発行している方は現在9名（銃器が4名、罠が5名）です。有害鳥獣の捕獲に必要な人材育成を行うため、佐賀県猟友会が年5回開催している狩猟免許取得講習会への参加費用を助成し、狩猟免許取得者の増加を図っているところです。

人間の生活圏内へのイノシシ出没を防ぐためには、野生鳥獣が自由に餌を食べ

られない環境づくりが大事だと思っています。

鳥獣の移動経路や潜み場となるヤブ、雑木林、耕作放棄地などを整備する鳥獣緩衝帯整備費用の補助を行っているほか、町有地についても、通常の維持管理として、公園と水源地については除草を行っています。

次に鳥獣被害防止特措法に關することについては、が、捕獲報奨金については、大町町と江北町、佐賀県農業協同組合で構成する杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会から、国費と県費を合わせてイノシシ成獣1頭当たり1万3000円、幼獣は6500円支給しています。権限移譲については、

現在、江北町と協力し、大町、江北、農協、猟友会などの7団体で構成する杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会を設置し、広域的な駆除に取り組んでいるところです。

また、経費要望等については、今後も広域的な対策